

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	生活環境施設の整備に関する事業における特定の事業用資産の買換等の特例措置の廃止	
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法第 37 条、第 37 条の 4）	
見 直 し の 内 容	公的資金による住宅の建設と併せて生活環境施設を整備することが必要であるとして都道府県知事が指定した区域内に存する木造賃貸住宅を譲渡し、一定の基準に該当する中高層賃貸住宅を取得した場合の課税の特例措置（繰延割合 80%）を廃止する。	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 6 百万円 （-）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	過去 5 年間における適用実績がなく、また今後も適用数の大幅な増加は見込まれない。したがって、現状では本特例措置について、政策実現に向けた手段としての有効性が高いとは言い難いことから廃止とする。	

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	生活環境施設の整備に関する事業における特定の事業用資産の買換等の特例措置の廃止			
税目（条文番号）	法人税（租税特別措置法第条 65 条の 7、第 65 条の 9）			
見 直 し の 内 容	<p>公的資金による住宅の建設と併せて生活環境施設を整備することが必要であるとして都道府県知事が指定した区域内に存する木造賃貸住宅を譲渡し、一定の基準に該当する中高層賃貸住宅を取得した場合の課税の特例措置（繰延割合 80%）を廃止する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">+ 2 3 百万円 （-）</td> </tr> </table>		平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 2 3 百万円 （-）
平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+ 2 3 百万円 （-）			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>過去 5 年間における適用実績がなく、また今後も適用数の大幅な増加が見込まれない。したがって、現状では本特例措置について、政策実現に向けた手段としての有効性が高いとは言い難いことから廃止とする。</p>			